

報告事項2

平成24年4月21日以降における教職員の懲戒処分の状況について

平成24年4月21日以降における教職員の懲戒処分の状況について、報告する。

平成24年8月24日

<参考>

[趣旨]

平成24年4月21日以降において、教育長が専決した教職員の懲戒処分の状況について、委員会に報告する件。

[根拠規定]

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

大阪府教育委員会事務決裁規則

(専決した事項等の報告)

第7条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。

平成24年度1学期における懲戒処分の状況について

1. 報告期間

平成24年4月21日～本日現在（平成24年8月24日）

2. 処分件数

・府立高校 8件、支援学校 3件、小中学校 8件の計19件

3. 概要（資料参照）

○一般服務関係は13件発生

- ・入学式の国歌斉唱時に不起立であった教員2名を処分

（府立高等学校：男性教諭（49歳）、女性教諭（59歳））『戒告』

男性教諭は、平成24年度入学式において、教育長及び校長からの職務命令に従わず、国歌斉唱時に起立斉唱しなかった。

女性教諭は、平成24年度入学式において、校長からの再三の指導及び職務命令に反し、校長から命じられた役割分担の職務を行わなかったほか、教育長及び校長からの職務命令に従わず、国歌斉唱時に起立斉唱しなかった。

- ・生徒への体罰に関する事案が昨年同期比で大幅に増加

体罰 23年度：0件 ⇒ 24年度：5件

- ・府立高等学校教諭による校内での不適切な動画視聴事案が発生

（府立高等学校：男性教諭（58歳））『減給6月』（同日付け依願退職）

勤務校の校内において、勤務時間内及び勤務時間外に複数回にわたって不適切な動画を視聴した。

- ・市立小学校校長による職場離脱による欠勤事案が発生

（市立小学校：男性校長（58歳））『戒告』

勤務時間中、年次休暇を取得するなど適正な手続きを行うことなく、私用で職場を離れ、勤務を欠いた。

- ・府立高等学校における平成24年度後期入学者選抜において、入試ミスが発生

（府立高等学校：男性教諭（54歳）、男性校長（57歳）、男性教頭（56歳））

『減給3月』

府立高等学校における平成24年度後期入学者選抜において、合否判定に誤りがあり、本来合格とすべき受検生2名を不合格としていた。このため、誤りの直接の原因となるミスを引き起こした教諭、当時入学者選抜委員会の委員長であった教頭及び当時の校長をそれぞれ減給3月とした。

- ・府立支援学校事務職員による営利企業等の従事制限違反事案が発生

（府立支援学校：男性事務職員（58歳））『減給2月』

勤務時間外に自らが店主となりジャズバーを経営し、酒類等を販売し、収入を得ていた。

○公金公物関係

- ・府立高等学校教諭による通勤手当の不正受給事案が発生

（府立高等学校：男性教諭（56歳））『減給3月』

電車を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、自転車またはバイクによる通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

○公務外非行

- ・公務外非行は刑事事件化されたもの等重大な非行事案が5件発生

◆市立小学校教諭による校内での不適切な行為が発生

（市立小学校：男性教諭（29歳）、女性教諭（28歳））『停職3月』（同日付け依願退職）

2名の教諭は、勤務校の校内において、複数回にわたって不適切な行為を行った。

◆盗撮（市立中学校：男性教諭 55 歳）『懲戒免職』

アニメショップ内において、店内にいた女性客のスカートの中を小型カメラで盗撮した行為により、迷惑防止条例違反により逮捕された。

◆痴漢行為（市立小学校：男性事務職員 28 歳採用 2 年目）『懲戒免職』

電車内において、同一の女性の下半身を触る痴漢行為を行い、迷惑防止条例違反により逮捕された。

◆窃盗（府立支援学校：女性教諭 26 歳）『懲戒免職』

衣料品メーカーが主催するセール会場において、合計 6 点、販売価格約 4 万 5 0 0 0 円の商品を窃取する行為を行った。

4. 府教委の取り組み

- 夏季休業期間開始前に綱紀保持全般に関する通達を发出

- ◆平成 24 年 7 月 5 日付け教委職人第 1673 号

- ・平成 23 年 12 月から平成 24 年 6 月までの懲戒処分例を示し、再発防止の注意喚起
- ・個人情報紛失、体罰、セクハラなどの発生防止を指示

- 体罰事象の増加を踏まえ、平成 24 年 5 月 29 日に行われた府内市町村教育委員会都市人事担当者会議や 6 月下旬から 7 月上旬に行われた府内市町村教育委員会地区人事担当者会議で体罰事象の再発防止の注意喚起を行った。

また、6 月 5 日の府立学校校長協会理事会で注意喚起を行い、同月 12 日の同協会地区別校長会で情報共有を行った。

さらに、平成 24 年 6 月 8 日付けで各府立学校長あてに「教職員の幼児・児童・生徒に対する体罰の根絶について（通知）」を发出した。

- 平成 23 年度の監査委員事務局の監査において、通勤手当の不正受給等について多数の学校が指摘を受けたことから、新任校長、教頭及び事務長研修において服務管理の徹底を指示するとともに、府教委事務局が実施する学校査察において調査項目の充実などを図った。

■平成24年度 懲戒処分の内訳(校種別) (4月21日～8月24日)

(単位:人)

年度	免職		停職		減給		戒告		合計	
	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23
高校					6	2	2	3	8	5
中学校	1	1		1	2	2			3	4
小学校	1	1	2		1		1		5	1
支援学校	1		1	1	1				3	1
合計	3	2	3	2	10	4	3	3	19	11

参考資料

(単位:人)

年度	一般服務関係										公金公物関係				公務外非行関係						管理監督責任 (自らも引率中に飲酒)		合計							
	体罰		生徒・同僚へのセクハラ		職務命令違反		校内での不適切動画視聴		職場離脱		入試ミス		営利企業等従事制限違反		学校徴収金等の私的流用		手当の不正受給		盗撮		占有離脱物横領		窃盗		痴漢		校内での不適切行為		H24	H23
高校	1			1	2	2	1				3					1	2												8	5
中学校	2			1											1		1		1									1	3	4
小学校	1							1											1				1		2			5	1	
支援学校	1											1									1	1		1		2		3	1	
合計	5			2	2	2	1	1		3	1		1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	19	11		

■行為態様別懲戒処分件数比較(4月21日～8月24日)

(単位:人)

種別	免職		停職		減給		戒告	
	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23
一般服務関係	体罰			1	4			
	生徒・同僚へのセクハラ				1		1	
	職務命令違反						2	2
	校内での不適切動画視聴					1		
	職場離脱						1	
	入試ミス					3		
公金公物関係	営利企業等従事制限違反				1			
	学校徴収金等の私的流用		1					
公務外非行関係	手当の不正受給				1	3		
	盗撮	1	1					
	占有離脱物横領				1			
	窃盗	1						
	痴漢	1						
管理監督関係	校内での不適切行為			2				
	管理監督責任 (自らも引率中に飲酒)						1	
合計	3	2	3	2	10	4	3	3